認定こども園（保育所部門）を利用するみなさまへ

大崎市民生部子育て支援課

利用者負担額の通知について

令和８年４月～８月分の保育料については，父母の令和７年度市民税（令和６年中所得），令和８年９月～令和９年３月分の保育料については，父母の令和８年度市民税（令和７年中所得）の所得割額課税状況に基づいての決定となります。

保育料の算定に必要な書類の提出がない，市民税の申告が無い等，市民税の課税額が確認できない場合は，税額等確定するまでの間，最高階層（D8）にて保育料を認定し，変更については確定申告の実施等により税額の資料を確認した月の翌月分より適用します。

※保育料算定にあたり，国基準に基づき調整控除以外の控除（配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金控除等）は適用せず算定しています。

※保育料における３歳未満児および３歳以上児の判断は，**４月１日時点の年齢**で行います。

保育所保育料基準額表（月額）

階層	定　義			保育標準時間		保育短時間	
				３歳未満児	３歳以上児	３歳未満児	３歳以上児
A	生活保護世帯			0 円	無償	0 円	無償
B	市民税所得割非課税世帯			0 円		0 円	
C	市民税所得割課税世帯	48,600 円未満		16,000 円		15,000 円	
D１		48,600 円	64,999 円	18,000 円		17,000 円	
D２		65,000 円	80,999 円	21,000 円		20,000 円	
D３		81,000 円	96,999 円	24,000 円		23,000 円	
D４		97,000 円	132,999 円	30,000 円		29,000 円	
D５		133,000 円	168,999 円	35,000 円		34,000 円	
D６		169,000 円	300,999 円	40,000 円		39,000 円	
D７		301,000 円	396,999 円	45,000 円		44,000 円	
D８		397,000 円以上		50,000 円		49,000 円	

兄弟軽減　所得割 57,700 円未満の世帯は，多子軽減の兄弟は年齢制限なし。
所得割 57,700 円以上の世帯は，多子軽減の兄弟は未就学児のみ。
第２子：基準額の 1/2　第３子：0 円

ひとり親等の世帯の軽減　C階層：7,000 円～7,500 円
所得割 77，100 円以下の母子等世帯は，第１子：8,500 円～9,000 円，
第２子以降無料。多子軽減の兄弟の年齢制限なし。

なお，認定こども園に入園している場合，保育料，延長保育料は各施設に納入することになります。

〒989-6188　大崎市古川七日町 1-1
大崎市民生部子育て支援課子ども保育担当
TEL：0229-23-6040
FAX：0229-24-2112

○教育・保育給付認定について

幼稚園・保育所・地域型保育施設などの教育・保育サービスを受けるために，市町村の認定を受ける必要があります。認定証はご自宅にて保管願います。認定区分については以下のとおりです。

1 号認定	3 歳以上の教育を希望する子ども（幼稚園利用希望者）
2 号認定	3 歳以上の保育を希望する子ども（保育所利用希望者）
3 号認定	3 歳未満の保育を希望する子ども（保育所利用希望者）

さらに，保育施設利用の 2 号認定・3 号認定児童については，保護者の就労状況等により，以下の保育時間に認定されます。ただし，実際の利用は就労時間等に合わせた時間となります。

保育標準時間認定	保育必要理由	120 時間/月以上の就労，妊娠出産，病気療養等
	通常保育時間	7:00～18:00
保育短時間認定	保育必要理由	64 時間/月以上の就労，求職活動，育児休暇等
	通常保育時間	8:00～16:00

○認定変更について

保育施設を利用するにあたっては，家庭で保育できない状態が続いていることが必要であり，認定内容に変更があった場合には届出が必要です。（各届出に必要な書類は園又は子育て支援課にあります。）なお，状況変更に伴い保育認定や保育料が変更になる際には原則，変更事由発生日が属する月の翌月から適用（変更事由発生日までに提出が間に合わなかった場合は提出日が属する月の翌月から適用）となります。また，虚偽の届出をした場合には認定を取り消す場合があります。

≪届出が必要な主な事例≫

◇就職・転職（勤務条件変更含む）・退職等により保育必要理由に変更があったとき

※父母のいずれかが求職中や就労状況が証明できない場合は，保育認定期間及び入所承諾期間が**３か月**となり，求職中の状況が続けば**期間満了をもって退所**となる場合があります。

◇妊娠・出産や育児休業取得等により保育を必要とする理由に変更があったとき

◇婚姻・離婚・死亡等により世帯状況（保護者状況）に変更があったとき

◇修正申告等により住民税が変更となることで保育料等が変更となるとき

◇住所変更・転出するとき　　等

○ 2 号・3 号認定の切り替えについて

年度途中に 3 歳になる子どもについては，誕生日 2 日前までが 3 号認定，誕生日の前日より 2 号認定となります。認定証を改めて交付しますので，申請の必要はありません。